【指定申請書類の簡略化必要書類】

〈譲渡元法人〉
・各事業所の廃止届

〈譲渡先法人〉
各事業所ごとに以下の書類を準備してください。※1
●指定申請書
●譲渡契約書等（押印済みのもの、写し）
●登記事項証明書※2
●付表
●誓約書
●介護給付費算定に係る体制等に関する届出等（福祉用具販売は不要）
●介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（福祉用具販売は不要）
●事業所一覧
●手数料免除申請書（介護予防分）
●介護事業所承継に伴う加算等の継続算定依頼書※3

※1　様式について、**指定手続手引書**をご覧ください。
※2　1事業所分は原本を提出し、他の事業所分は「原本は〇〇事業所添付」と記載した写しを提出してください。
※3　各運営担当にご相談ください。加算によっては添付書類が別途必要になります。
※4　事業所ごとのファイリングは不要です。クリアファイルに事業所ごとに書類を入れてください。2つ穴を空けてご提出ください。
※5　その他、基本的に変更点はないとは思いますが、何か変更点があれば適宜必要な書類を提出してください。（指定手続手引書のサービス別添付書類一覧表を参照。）